

ふじみまち産業振興センター

試作品製作費補助事業

ふじみまち産業振興センターでは、町内事業者の皆さんの事業を支援するため、新製品等を開発するうえで試作品を製作する場合に、その製作費用の一部を補助金として予算の範囲内で交付します。

補助要件などは下記のとおりですので、新製品開発などにご活用ください。

記

- 対象者 富士見町内で1年以上事業を行っている事業者

- 要件
 - ①試作品は新規に製作するもので、新規技術開発・新規性のあるものであること
 - ②試作品製作に係る費用が5万円以上であること
 - ③試作品の費用は、材料費、試験費、委託料、運搬費の他センターが認めるもの
 - ④申請した年度内に完成させる試作品であること
 - ⑤申請前に、試作品の概要書等により協議をすること

- 申請・決定 申請書提出の順に書類を審査し、予算の範囲内で補助対象の可否の決定をし、補助金交付決定書を申請者に送付します。

- 補助金額 補助率は、試作品製作に係る費用の1/2補助
補助金の上限額は、20万円（千円未満切り捨て）
補助金は、試作品の完成を確認し予算の範囲内で交付します。

- 手続の流れ 事前協議 ⇒ 交付申請書提出 ⇒ 審査 ⇒ 交付決定通知
⇒ 試作品製作 ⇒ 完了実績報告書兼補助金請求書提出 ⇒
センター確認 ⇒ 補助金交付 ※申請者は網掛け部分

- 問合せ先 ふじみまち産業振興センター（富士見町商工会館内）
電話：62-2373（商工会）または 62-9228（役場産業課工業交通係）